昨年度よりも制度を拡充しています!

- 務用給湯器
- 冷凍冷蔵設備

更新で

(対象の事業者

• 中小企業基本法に定める 「中小企業者」

統医療法人又は社会福祉法人

• 太陽光発電 ・バイオマス利用設備

※詳細な金額は市ホームページをご参照ください。

燃料電池車

- 気自動車
- そ然ガス自動車
- ハイブリッド自動車

※リース車両も対象になります!!

※トラック・バスは2台、タクシーは3台まで申請可

対象の事業者

①中小企業基本法に定める「中小企業者」で 道路運送法に定める「自動車運送事業者」

②①に貸渡しをしようとするリース事業者

※詳細な金額は市ホームページをご参照ください。

補助率に

補助対象経費の 1/5 または 1/3 補助率

設計費・設備費・工事費 (処分費除く) / 自動車購入費 補助対象

※補助内容の詳細については、市ホームページをご参照ください。



常備回 ▶省エネ・再エネ

https://www.city.sendai.jp/ondanka /jigyosha/actionprogram/hojokin/setsubi.html



https://www.city.sendai.jp/ondanka /jigyosha/actionprogram/hojokin/jidousya.html

- ●「温室効果ガス削減アクションプログラム」に参加していること
- ●市内に事業所、工場、店舗等を所有していること

室効果ガス削減アクションプログラムについて裏面で詳細をご紹介します

お問い合わせ

仙台市 環境局 地球温暖化対策推進課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第2仮庁舎 TEL: 022-214-8232 / FAX: 022-214-0580

このチラシはリサイクルできます。「雑がみ」に分別しましょう。

事業者の皆様とともにアクション

「地球温暖化対策等の推進に関する条例」において、事業活動からの温室効果ガスの排出削減に関する制度を定めています。

温室効果ガス削減アクションプログラム

(事業者温室効果ガス削減計画書等)

本市の温室効果ガスの**約 6 割**は事業活動によるものであり、これを削減することが重要であることから、温室効果ガスを一定程度以上排出しているなどの要件*を満たす事業者の方は、温室効果ガス削減のための計画書等(事業者温室効果ガス削減計画書や報告書など)を作成し、市に提出していただきます。



- ●原油換算1,500キロリットル/年以上のエネルギーを使用する事業所を設置する事業者
- ●温室効果ガスを3,000トン/年以上排出する事業所を設置する事業者
- 市内で100台以上の自動車を所有する運送事業者

要件に満たない事業者の方も、任意で制度に参加いただくことが可能です。エネルギーコストの削減や、企業イメージの向上によるPR等にぜひご活用ください。

温室効果ガス削減アクションプログラムの仕組み



この制度に参加いただいた場合の支援

- 市職員と外部専門家が事業所などを訪問し、エネルギーコスト(光熱費、燃料費など)の削減についてアドバイス
- ●優れた取り組みについて評価・表彰することにより、事業者の皆様の取り組みを幅広く PR
- 削減事例など、取り組みのお役に立つ様々な情報を提供
- ●中小企業者等の方向けに省エネ・再エネ設備や次世代自動車(運送事業者に限る)の導入に関し、補助を実施

詳しい内容は、市ホームページ▶事業者向け情報▶環境保全からご参照いただけます。

省エネ設備等導入支援補助金について裏面で詳細をご紹介します

お問い合わせ

仙台市 環境局 地球温暖化対策推進課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第2仮庁舎

TEL: 022-214-8232 / FAX: 022-214-0580